

令和5年群馬東部水道企業団議会
2月定例会会議録

群馬東部水道企業団

令和5年群馬東部水道企業団議会2月定例会会議録

令和5年2月9日（木曜日）

1 出席議員 12名

1番	岩崎喜久雄	2番	町田正行
3番	矢部伸幸	4番	権田昌弘
5番	川村幸人	6番	古田島和茂
7番	松井篤	8番	今村好市
9番	堀口正敏	10番	小林正明
11番	田邊信雄	12番	松村潤

2 説明のために出席したもの 12名

企業長	清水聖義	副企業長	多田善洋
副企業長	須藤昭男	副企業長	金子正一
局長	小郷隆士	次長	高柳雄次
次長	大塚憲一	次長	百瀬光宏
総務課長	奥川靖	企画課長	小杉浩子
工務課長	小井土健之	みどり支所長	関口洋一

3 その他出席した者 4名

太田市議会事務局長	関根進		
書記	秋庭美恵	書記	野本智久
書記	井上貴久		

議事日程（第1号）

令和5年2月9日 午前10時45分開議
群馬東部水道企業団議会議長 岩崎 喜久雄

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第 1号 令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正
予算（第2号）について
- 第 4 議案第 2号 令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算
について
- 第 5 議案第 3号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協
議について
議案第 4号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関
する協議について
- 第 6 議案第 5号 群馬東部水道企業団議会の個人情報保護に関す
る条例の制定について
議案第 6号 群馬東部水道企業団個人情報の保護に関する法律
施行条例の制定について
議案第 7号 群馬東部水道企業団情報公開及び個人情報保護審
査会条例の一部改正について
- 第 7 議案第 8号 群馬東部水道企業団職員の定年等に関する条例の
一部改正について
議案第 9号 公益的法人等への群馬東部水道企業団職員の派遣
等に関する条例の一部改正について
議案第10号 群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公
表に関する条例の一部改正について
議案第11号 群馬東部水道企業団職員の降給に関する条例の一
部改正について

- 議案第 1 2 号 群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 3 号 群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 4 号 群馬東部水道企業団職員の再任用に関する条例の廃止について
- 第 8 議案第 1 5 号 群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 6 号 群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

■開 会

午前10時45分開会

議長（岩崎喜久雄） ただいまから令和5年群馬東部水道企業団議会2月定例会を開会いたします。

■開 議

議長（岩崎喜久雄） これより本日の会議を開きます。

■日 程

議長（岩崎喜久雄） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承願います。

日程に入ります。

■会期の決定

議長（岩崎喜久雄） 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（岩崎喜久雄） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

■会議録署名議員の指名

議長（岩崎喜久雄） 次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、議長において、4番権田昌弘議員、5番川村幸人議員を指名いたします。

■議案上程

議長（岩崎喜久雄） 次に日程第3、議案第1号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（岩崎喜久雄） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（小郷局長挙手）

議長（岩崎喜久雄） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案第1号、令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算第2号について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページ及び別冊1の令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算の1ページをお開きください。本ページにおきましては、補正予算について定めたものでございます。第2条は業務の予定量を補正するものでございます。第3条の収益的収入及び支出の収入につきましては、消費税再計算などにより4,871万5千円を減額するものでございます。また、支出では包括業務委託料の見直しや量水器の入札差金などにより、1億4,507万6千円を減額するものでございます。第4条の資本的収入及び支出の収入につきましては、他事業関連工事の延期などにより工事負担金を838万1千円、減額するものでございます。また、支出では工事内容の精査などにより、建設改良費を3億3,896万5千円減額するものでございます。予算書の2ページをご覧ください。第5条では、たな卸資産の購入限度額を6,997万4千円とするものでございます。また、3ページ以降には、補正予算に伴う実施計画等を添付しておりますので、後程ご覧いただきますようお願いいたします。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（岩崎喜久雄） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（岩崎喜久雄） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（岩崎喜久雄） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（岩崎喜久雄） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（岩崎喜久雄） これより採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（岩崎喜久雄） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（岩崎喜久雄） 次に日程第4、議案第2号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（岩崎喜久雄） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（小郷局長挙手）

議長（岩崎喜久雄） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案第2号令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2ページ及び別冊2の令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算の1ページをお開き願います。第1条は、総則でございます。第2条は、業務の予定量を定めるもので、カッコ1では年度末の給水戸数を、カッコ2では年

間総給水量を、カッコ4では主要な建設改良事業の事業費を定めるものでございます。第3条の収益的収入及び支出は、収入では108億3,341万7千円を、支出では96億6,942万4千円を計上し、純利益は、税抜きで6億4,496万7千円を見込むものでございます。第4条の資本的収入及び支出は、収入では40億2,460万2千円を、支出では99億6,086万6千円を計上するものでございます。なお、収入から支出を差し引いた不足額59億3,626万4千円は、第4条に記載のとおり、当年度の消費税資本的収支調整額や損益勘定留保資金、建設改良積立金処分額で補填するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。第5条の継続費は太田本所庁舎建設事業について定めるものでございます。第6条の債務負担行為は、令和5年度から6年度の次期包括事業方針決定及び発注に係るアドバイザー業務委託に係る限度額を3,449万円に定めるものでございます。第7条は、企業債の借入限度額を22億円と定めるものでございます。第8条は一時借入金の限度額を9億円に、第9条は支出の流用可能な科目を、第10条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第11条はたな卸資産購入限度額を、第12条は重要な資産の取得を、それぞれ定めるものでございます。

3ページ以降は予算説明書となりますので、後程ご覧いただきますようお願いいたします。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（岩崎喜久雄） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（岩崎喜久雄） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（岩崎喜久雄） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（岩崎喜久雄） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（岩崎喜久雄） これより採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（岩崎喜久雄） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（岩崎喜久雄） 次に日程第5、議案第3号及び議案第4号の2議案を一括議題といたします。

■提案理由の説明

議長（岩崎喜久雄） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(小郷局長挙手)

議長（岩崎喜久雄） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案書の3ページをお開き願います。議案第3号、群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてでございます。本案は、当企業団が加入しております群馬県市町村総合事務組合において、令和5年4月1日から桐生地域医療組合が桐生地域医療企業団へ名称変更するため及び、吾妻環境施設組合が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、議会議員その他非常勤職員の公務災害に対する補償事務の共同処理を行うため、群馬県市町村総合事務組合規約の変更が必要となりますので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

つづきまして、議案書の5ページをお開き願います。議案第4号群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。本案は、当企業団が共同設置している群馬県市町村公平委員会について、令和5年4月1

日から桐生地域医療企業団及び富岡地域医療企業団が加入するため、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（岩崎喜久雄） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（岩崎喜久雄） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（岩崎喜久雄） 議事の都合により、議案第3号及び議案第4号の2議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（岩崎喜久雄） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（岩崎喜久雄） これより採決いたします。最初に議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（岩崎喜久雄） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。次に議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成

の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（岩崎喜久雄） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（岩崎喜久雄） 次に日程第6、議案第5号から議案第7号までの3議案を一括議題といたします。

■提案理由の説明

議長（岩崎喜久雄） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(小郷局長挙手)

議長（岩崎喜久雄） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案書の7ページをお開き願います。議案第5号、群馬東部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、議会における個人情報の適切な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する目的で制定するものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

次に議案書の38ページをお開き願います。議案第6号、群馬東部水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、個人情報の保護に関する法律の改正により、全国的な共通ルールが定められ、全ての地方公共団体に適用されることから、現行の群馬東部水道企業団個人情報保護条例を廃止し、改正法の施行に必要な条例を制定するものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を令和5年4月1日とし、守秘義務や罰則などに関する経過措置を定めるものでございます。

次に議案書の44ページをお開き願います。議案第7号、群馬東部水道企業団情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正について、提案理由のご説明

を申し上げます。本案は、群馬東部水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例の制定に伴い、群馬東部水道企業団個人情報保護条例は廃止されますが、本条例の審査請求等の審議は引き続き行う必要があるため、改正を行うものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を令和5年4月1日とし、審議会の調査審議の経過措置を定めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（岩崎喜久雄） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（岩崎喜久雄） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（岩崎喜久雄） 議事の都合により、議案第5号から議案第7号までの3議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（岩崎喜久雄） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（岩崎喜久雄） これより採決いたします。最初に、議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（岩崎喜久雄） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（岩崎喜久雄） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（岩崎喜久雄） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（岩崎喜久雄） 次に日程第7、議案第8号から議案第14号までの7議案を一括議題といたします。

■提案理由の説明

議長（岩崎喜久雄） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(小郷局長挙手)

議長（岩崎喜久雄） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案書の47ページをお開き願います。議案第8号、群馬東部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳へ引き上げられることになりましたので、当企業団においても国家公務員同様、令和5年度から2年に1歳ずつ定年年齢を引き上げ、令和13年度には定年年齢が65歳となるよう規定するとともに、管理監督職の上限年齢や定年前再任用短時間勤務職員などの制度を導入するため、所要の改正を行うものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を令和5年4月1日とし、附則第27項の施行日のみ公布の日とするほか、現行の再任用職員を暫定再任用職員として規定するものでございます。

次に議案書の60ページをお開き願います。議案第9号、公益的法人等への群馬東部水道企業団職員の派遣等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、職員の定年引上げにより、管理監督職の上限年齢で降任等の特例が適用された職員について、公益的法人等に退職派遣をできない職員とするとともに、現行の再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務職員の制度に改めるため、所要の改正を行うものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を令和5年4月1日とし、暫定再任用職員を退職派遣の対象から除く職員とするものでございます。

次に議案書の62ページをお開き願います。議案第10号、群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、職員の定年引上げに伴い、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員に改めたことにより、引用条文の改正を行うものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

次に議案書の63ページをお開き願います。議案第11号、群馬東部水道企業団職員の降給に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、職員の定年引上げにより、60歳到達後、4月1日までの間に管理監督職から降任し、下位の給料表に降給するため、所要の改正を行うものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

次に議案書の65ページをお開き願います。議案第12号、群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、職員の定年引上げに伴い、育児休業を取得できない職員を追加するとともに、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員に改めたことにより、所要の改正を行うものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

次に議案書の67ページをお開き願います。議案第13号、群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、職員の定年引上げに伴い、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員に改めたことにより、所要の改正を行うものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を令和5年4月1日とし、併せて暫定再任用職員の本条例の一部適用除外について、定めるものでございます。

次に議案書の69ページをお開き願います。議案第14号、群馬東部水道企業団職員の再任用に関する条例の廃止について、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、職員の定年引上げにより、群馬東部水道企業団職員の定年等に関する条例で、再任用について規定するため、本条例を廃止するものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（岩崎喜久雄） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（岩崎喜久雄） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（岩崎喜久雄） 議事の都合により、議案第8号から議案第14号までの7議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（岩崎喜久雄） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（岩崎喜久雄） これより採決いたします。最初に、議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（岩崎喜久雄） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（岩崎喜久雄） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（岩崎喜久雄） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（岩崎喜久雄） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第12号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（岩崎喜久雄） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第13号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（岩崎喜久雄） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第14号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（岩崎喜久雄） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（岩崎喜久雄） 次に日程第8、議案第15号及び議案第16号までの2

議案を一括議題といたします。

■提案理由の説明

議長（岩崎喜久雄） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（小郷局長挙手）

議長（岩崎喜久雄） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案書の70ページをお開き願います。議案第15号、群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、業務状況説明書の作成及び公表方法を整理し、利用者に明確な説明書類を公表するため、提案するものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を公布の日と定めるものでございます。

次に、議案書の71ページをお開き願います。議案第16号群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、地方自治法の一部改正により、本条例の条文の整備を行うものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

以上、2議案について、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（岩崎喜久雄） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（岩崎喜久雄） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（岩崎喜久雄） 議事の都合により、議案第15号及び議案第16号まで

の2議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長(岩崎喜久雄) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長(岩崎喜久雄) これより採決いたします。最初に議案第15号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(岩崎喜久雄) 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。
次に議案第16号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(岩崎喜久雄) 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■閉 会

議長(岩崎喜久雄) 以上をもちまして、今定例会の議事全てを終了いたしました。

最後に、清水企業長からご挨拶があります。

企業長(清水聖義) 本日は、来年度当初予算や補正予算などすべて可決いただき、ありがとうございました。

来年度からの料金統一実施にあたり、経費削減の具体策として、金子町長にもお願いし、5町にある営業所を館林支所に統合することになりました。今後も身を引締めて事業に取り組んでいきたいと思っています。

先日、みどり市において300ミリの管から漏水がありましたが、大事には至りませんでした。来年度予算では、管路や施設に77億円を措置していますので、補助金を活用して古くなった管路の更新などを進めていきたいと考えています。

また、太田本所は建設から50年が経過していますが、現在の場所での建替えではなく新しい場所に移転することとなります。ご理解をいただければと思います。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、ご審議いただきましたことに感謝申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（岩崎喜久雄） これをもちまして閉会と致します。大変ありがとうございました。

午前11時18分閉会

地方自治法第123条第2項及び群馬東部水道企業団議会会議規則第61条の規定により、ここに署名する。

群馬東部水道企業団議会議長

岩崎 喜久雄

群馬東部水道企業団議会議員

権田 昌弘

群馬東部水道企業団議会議員

川村 幸人